

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月4日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

C31・32教室系統空調機（GHP）の修繕工事

2 履行（納品）場所

鶴見区小野町6番地  
横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校

3 契約日

令和6年12月19日

4 履行日又は履行期間

令和7年1月20日

5 契約金額

849,783円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校  
(鶴見区小野町6番地)

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜サイエンスフロンティア高等学校において、一部教室の空調機が使用不能状態となった。入学者選抜等で使用するため緊急での修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録のある会社であり、速やかに対応が可能であることから選定しました。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課